

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

(新)	(旧)																																												
第1及び第2 略	第1及び第2 略																																												
第3 業務費の内容及び積算	第3 業務費の内容及び積算																																												
1 直接原価 本文 略	1 直接原価 本文 略																																												
(1) 直接人件費	(1) 直接人件費																																												
イ 略	イ 略																																												
ロ 略	ロ 略																																												
(例示) 木造建物A (表6-5) の場合	(例示) 木造建物A (表6-5) の場合																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th>(基準値) 規 模</th> <th rowspan="2">補 正 率</th> <th>(補正值) 規 模</th> </tr> <tr> <th>70㎡以上 130㎡未満</th> <th>200㎡以上 300㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 師 A</td> <td><u>0.68</u></td> <td>1.80</td> <td><u>1.22</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td><u>2.08</u></td> <td>1.80</td> <td><u>3.74</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 C</td> <td><u>1.42</u></td> <td>1.80</td> <td><u>2.55</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 D</td> <td><u>0.13</u></td> <td>1.80</td> <td><u>0.23</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	(基準値) 規 模	補 正 率	(補正值) 規 模	70㎡以上 130㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	技 師 A	<u>0.68</u>	1.80	<u>1.22</u>	技 師 B	<u>2.08</u>	1.80	<u>3.74</u>	技 師 C	<u>1.42</u>	1.80	<u>2.55</u>	技 師 D	<u>0.13</u>	1.80	<u>0.23</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th>(基準値) 規 模</th> <th rowspan="2">補 正 率</th> <th>(補正值) 規 模</th> </tr> <tr> <th>70㎡以上 130㎡未満</th> <th>200㎡以上 300㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 師 A</td> <td><u>0.51</u></td> <td>1.80</td> <td><u>0.91</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td><u>1.55</u></td> <td>1.80</td> <td><u>2.79</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 C</td> <td><u>1.10</u></td> <td>1.80</td> <td><u>1.98</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 D</td> <td><u>0.12</u></td> <td>1.80</td> <td><u>0.21</u></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	(基準値) 規 模	補 正 率	(補正值) 規 模	70㎡以上 130㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	技 師 A	<u>0.51</u>	1.80	<u>0.91</u>	技 師 B	<u>1.55</u>	1.80	<u>2.79</u>	技 師 C	<u>1.10</u>	1.80	<u>1.98</u>	技 師 D	<u>0.12</u>	1.80	<u>0.21</u>
職 種		(基準値) 規 模		補 正 率	(補正值) 規 模																																								
	70㎡以上 130㎡未満	200㎡以上 300㎡未満																																											
技 師 A	<u>0.68</u>	1.80	<u>1.22</u>																																										
技 師 B	<u>2.08</u>	1.80	<u>3.74</u>																																										
技 師 C	<u>1.42</u>	1.80	<u>2.55</u>																																										
技 師 D	<u>0.13</u>	1.80	<u>0.23</u>																																										
職 種	(基準値) 規 模	補 正 率	(補正值) 規 模																																										
	70㎡以上 130㎡未満		200㎡以上 300㎡未満																																										
技 師 A	<u>0.51</u>	1.80	<u>0.91</u>																																										
技 師 B	<u>1.55</u>	1.80	<u>2.79</u>																																										
技 師 C	<u>1.10</u>	1.80	<u>1.98</u>																																										
技 師 D	<u>0.12</u>	1.80	<u>0.21</u>																																										
注 略	注 略																																												
(2) 略	(2) 略																																												
2から8まで 略	2から8まで 略																																												
第4及び第5 略	第4及び第5 略																																												
第6 建物等の調査1から4 表6-4まで 略	第6 建物等の調査1から4 表6-4まで 略																																												

表 6 - 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木 造 建 物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木 造 建 物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 師 D	—	—	0.10	0.10人	

注 1 及び注 2 略

表 6 - 6 表 略

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
本文 略

表 6 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 特 殊 建 物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技 師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技 師 C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技 師 D	—	—	0.22	0.22人	

注 1 及び注 2 略

表 6 - 8 から表 6 - 1 0 まで 略

表 6 - 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技 師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技 師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技 師 D	—	—	0.12	0.12人	
木 造 建 物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技 師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技 師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技 師 D	—	—	0.12	0.12人	
木 造 建 物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技 師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技 師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技 師 D	—	—	0.12	0.12人	

注 1 及び注 2 略

表 6 - 6 表 略

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
本文 略

表 6 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 特 殊 建 物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技 師 A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技 師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技 師 C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技 師 D	—	—	0.12	0.12人	

注 1 及び注 2 略

表 6 - 8 から表 6 - 1 0 まで 略

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師A	1.08	3.60	—	4.68人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.83	2.76	—	3.59人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.82	2.18	—	3.00人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	1.41	—	2.08人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	用途による 区分イの場合
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	

注 1 及び注 2 略

表 6-1-2 表 略

(4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は用地調査等業務共通仕様書別記 6 建物移転料算定要領別記 曳家移転料算定要領第 2 条第 3 項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-1-3 によって行うものとする。

表 6-1-3

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
			調 査	図面等		
建物の見積	棟	主任技師	二	二	0.28	0.28人
		技師 A	二	0.77	0.30	1.07人

注 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94人	用途による 区分イの場合
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注 1 及び注 2 略

表 6-1-2 表 略

※追加

※追加

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表6-14

表 略

表6-15

表 略

6 工作物の調査

(1) 機械設備

本文 略

イ 機械設備区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表6-16

表 略

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(i) 及び (ii) 略

表6-17

表 略

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。

表6-13

表 略

表6-14

表 略

6 工作物の調査

(1) 機械設備

本文 略

イ 機械設備区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

表6-15

表 略

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(i) 及び (ii) 略

表6-16

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする

注2 略

表6-18

表 略

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-19によって行うものとする。

表6-19

表 略

注1から注3まで 略

(2) 生産設備

本文 略

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-20の区分によるものとする。

表6-20

表 略

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-21

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。

注2 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

注2 略

表6-17

表 略

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。

表6-18

表 略

注1から注3まで 略

(2) 生産設備

本文 略

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-19の区分によるものとする。

表6-19

表 略

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-20

表 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。

注2 略

表6-22

表 略

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-23によって行うものとする。

表6-23

表 略

注1から注3まで 略

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

本文 略

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-24によるものとする。

表6-24

表 略

注1及び注2 略

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-25

表 略

注1 略

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3及び注4 略

表6-26

表 略

表6-21

表 略

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表6-22

表 略

注1から注3まで 略

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

本文 略

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-23によるものとする。

表6-23

表 略

注1及び注2 略

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-24

表 略

注1 略

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3及び注4 略

表6-25

表 略

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-27](#)によって行うものとする。

[表6-27](#)

表 略

注1及び注2 略

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、[表6-28](#)の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表6-29](#)により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、[表6-28](#)の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。

[表6-28](#)

表 略

[表6-29](#)

表 略

注 調査区域の地形等によって[表6-30](#)の補正を行うものとする。

[表6-30](#)

表 略

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は[表6-31](#)によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表6-32](#)により行うものとする。

[表6-31](#)

表 略

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-26](#)によって行うものとする。

[表6-26](#)

表 略

注1及び注2 略

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、[表6-27](#)の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表6-28](#)により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、[表6-27](#)の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。

[表6-27](#)

表 略

[表6-28](#)

表 略

注 調査区域の地形等によって[表6-29](#)の補正を行うものとする。

[表6-29](#)

表 略

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は[表6-30](#)によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表6-31](#)により行うものとする。

[表6-30](#)

表 略

表 6 - 3 2

表 略

注 1 本表期の欄に定める面積以外の場合は表 6 - 3 3の補正率表を適用するものとする。

注 2 略

表 6 - 3 3

表 略

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表 6 - 3 4によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 6 - 3 5により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6 - 3 4

表 略

表 6 - 3 5

表 略

注 1 及び注 2 略

(7) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 3 6により行うものとする。

表 6 - 3 6

表 略

表 6 - 3 1

表 略

注 1 本表期の欄に定める面積以外の場合は表 6 - 3 2の補正率表を適用するものとする。

注 2 略

表 6 - 3 2

表 略

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表 6 - 3 3によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 6 - 3 4により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 6 - 3 3

表 略

表 6 - 3 4

表 略

注 1 及び注 2 略

(7) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 3 5により行うものとする。

表 6 - 3 5

表 略

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転先想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（大規模工場等で第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表6-37](#)により行うものとする。

[表6-37](#)

表 略

注1及び注2 略

8 照応建物の設計案の作成等

本文 略

(1) 建物計画案の策定

照応建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は[表6-38](#)により行うものとする。

[表6-38](#)

表 略

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、[表6-38](#)を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表6-39](#)により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物の集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用できるものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転先想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（大規模工場等で第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表6-36](#)により行うものとする。

[表6-36](#)

表 略

注1及び注2 略

8 照応建物の設計案の作成等

本文 略

(1) 建物計画案の策定

照応建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は[表6-37](#)により行うものとする。

[表6-37](#)

表 略

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、[表6-37](#)を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表6-38](#)により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物の集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用できるものとする。

表6-39

表及び注 略

第7から第9 8(4)本文まで 略

機械設備設計標準員数表

表9-13 表 略

注1 本表の区分は表6-16のとおりとする。

注2及び注3 略

注4 本表の歩掛りは、表6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収技術者員数

表9-14 表 略

注1から注3 略

注4 本表は、表6-19を再掲したものである。

見積徴収技術者員数

表9-15 表 略

注1から注3 略

注4 本表は、表6-23を再掲したものである。

(5) 略

第10 再算定業務

本文 略

1及び2 略

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。

表6-39

表及び注 略

第7から第9 8(4)本文まで 略

機械設備設計標準員数表

表9-13 表 略

注1 本表の区分は表6-15のとおりとする。

注2及び注3 略

注4 本表の歩掛りは、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収技術者員数

表9-14 表 略

注1から注3 略

注4 本表は、表6-18を再掲したものである。

見積徴収技術者員数

表9-15 表 略

注1から注3 略

注4 本表は、表6-22を再掲したものである。

(5) 略

第10 再算定業務

本文 略

1及び2 略

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。

4から(4)まで 略

(5)機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む。）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は、新設又は設置替えを行った面積とする。

(6)から第17 [一] 1まで 略

2 現地踏査
本文 略

表17-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務		技師 A	0.39人	
			技師 B	0.39人	
			技師 C	0.39人	

3 略

4 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-2により行うものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。

4から(4)まで 略

(5)機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む。）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等の判断を行った上で(1)又は(2)に準じて行うものとする。この場合の規模（再調査の対象となる面積）は、新設又は設置替えを行った面積とする。

(6)から第17 [一] 1まで 略

2 現地踏査
本文 略

表17-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務		技師 A	0.44人	
			技師 B	0.44人	
			技師 C	0.44人	

3 略

4 事前調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-2により行うものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 17-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	積 算		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	<u>0.78</u>	<u>0.30</u>	—	<u>1.08</u> 人	
			技師 B	<u>0.78</u>	<u>0.93</u>	—	<u>1.71</u> 人	
			技師 C	<u>0.78</u>	<u>0.56</u>	—	<u>1.34</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.58</u>	—	<u>0.58</u> 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	<u>0.93</u>	<u>0.34</u>	—	<u>1.27</u> 人	
			技師 B	<u>0.93</u>	<u>0.82</u>	—	<u>1.75</u> 人	
			技師 C	<u>0.93</u>	<u>0.66</u>	—	<u>1.59</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.50</u>	—	<u>0.50</u> 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	<u>0.55</u>	<u>0.25</u>	—	<u>0.80</u> 人	
			技師 B	<u>0.55</u>	<u>0.63</u>	—	<u>1.18</u> 人	
			技師 C	<u>0.55</u>	<u>0.33</u>	—	<u>0.88</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.47</u>	—	<u>0.47</u> 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	<u>0.59</u>	<u>0.22</u>	—	<u>0.81</u> 人	
			技師 B	<u>0.59</u>	<u>0.92</u>	—	<u>1.51</u> 人	
			技師 C	<u>0.59</u>	<u>0.19</u>	—	<u>0.78</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.54</u>	—	<u>0.54</u> 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>1.07</u>	<u>0.39</u>	—	<u>1.46</u> 人	
			技師 B	<u>1.07</u>	<u>1.13</u>	—	<u>2.20</u> 人	
			技師 C	<u>1.07</u>	<u>0.78</u>	—	<u>1.85</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.68</u>	—	<u>0.68</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>1.06</u>	<u>0.40</u>	—	<u>1.46</u> 人	
			技師 B	<u>1.06</u>	<u>1.39</u>	—	<u>2.45</u> 人	
			技師 C	<u>1.06</u>	<u>0.73</u>	—	<u>1.79</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.47</u>	—	<u>0.47</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.67</u>	<u>0.30</u>	—	<u>0.97</u> 人	
			技師 B	<u>0.67</u>	<u>0.77</u>	—	<u>1.44</u> 人	
			技師 C	<u>0.67</u>	<u>0.48</u>	—	<u>1.15</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.59</u>	—	<u>0.59</u> 人	

注 1 略

表 17-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	積 算		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	<u>0.60</u>	<u>0.21</u>	—	<u>0.81</u> 人	
			技師 B	<u>0.60</u>	<u>0.17</u>	—	<u>0.77</u> 人	
			技師 C	<u>0.60</u>	<u>0.79</u>	—	<u>1.39</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.27</u>	—	<u>0.27</u> 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	<u>0.72</u>	<u>0.22</u>	—	<u>0.94</u> 人	
			技師 B	<u>0.72</u>	<u>0.20</u>	—	<u>0.92</u> 人	
			技師 C	<u>0.72</u>	<u>0.88</u>	—	<u>1.60</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.27</u>	—	<u>0.27</u> 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	<u>0.33</u>	<u>0.14</u>	—	<u>0.47</u> 人	
			技師 B	<u>0.33</u>	<u>0.17</u>	—	<u>0.50</u> 人	
			技師 C	<u>0.33</u>	<u>0.51</u>	—	<u>0.84</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.22</u>	—	<u>0.22</u> 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	<u>0.29</u>	<u>0.12</u>	—	<u>0.41</u> 人	
			技師 B	<u>0.29</u>	<u>0.32</u>	—	<u>0.61</u> 人	
			技師 C	<u>0.29</u>	<u>0.55</u>	—	<u>0.84</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.35</u>	—	<u>0.35</u> 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.89</u>	<u>0.23</u>	—	<u>1.12</u> 人	
			技師 B	<u>0.89</u>	<u>0.47</u>	—	<u>1.36</u> 人	
			技師 C	<u>0.89</u>	<u>1.21</u>	—	<u>2.10</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.35</u>	—	<u>0.35</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.87</u>	<u>0.29</u>	—	<u>1.16</u> 人	
			技師 B	<u>0.87</u>	<u>0.52</u>	—	<u>1.39</u> 人	
			技師 C	<u>0.87</u>	<u>1.33</u>	—	<u>2.20</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.24</u>	—	<u>0.24</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.45</u>	<u>0.19</u>	—	<u>0.64</u> 人	
			技師 B	<u>0.45</u>	<u>0.28</u>	—	<u>0.73</u> 人	
			技師 C	<u>0.45</u>	<u>0.85</u>	—	<u>1.30</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.24</u>	—	<u>0.24</u> 人	

注 1 略

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表17-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

表17-1-3から表17-1-5まで 略

表17-1-6

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.36	0.11	-	0.47人		
			技師 B	0.36	0.22	-	0.58人		
			技師 C	0.36	0.18	-	0.54人		
			技師 D	-	0.14	-	0.14人		

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表17-1-7

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表17-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表17-1-3から表17-1-5まで 略

表17-1-6

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
区分所有建物	戸	130㎡程度まで	技師 A	0.40	0.06	-	0.46人		
			技師 B	0.40	0.25	-	0.65人		
			技師 C	0.40	0.16	-	0.56人		
			技師 D	-	0.12	-	0.12人		

※追加

※追加

<u>225㎡以上</u> <u>300㎡未満</u>	<u>300㎡以上</u> <u>500㎡未満</u>	<u>500㎡以上</u> <u>700㎡未満</u>
<u>3.00</u>	<u>4.00</u>	<u>5.30</u>

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表17-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業		計	備 考
				調 査	内 業 図面等 算定		
工 作 物	箇 所	100㎡以上 <u>300㎡未満</u>	技師 A	<u>0.43</u>	<u>0.18</u>	—	<u>0.61</u> 人
			技師 B	<u>0.43</u>	<u>0.38</u>	—	<u>0.81</u> 人
			技師 C	<u>0.43</u>	<u>0.44</u>	—	<u>0.87</u> 人
			技師 D	—	<u>0.32</u>	—	<u>0.32</u> 人

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場(月ぎめ駐車場等)や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-7により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-8の補正率表を適用するものとする。

表17-1-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		計	備 考
				調 査	内 業 図面等 算定		
工 作 物	箇 所	100㎡以上 <u>500㎡未満</u>	技師 A	<u>0.21</u>	<u>0.06</u>	—	<u>0.27</u> 人
			技師 B	<u>0.21</u>	—	—	<u>0.21</u> 人
			技師 C	<u>0.21</u>	<u>0.47</u>	—	<u>0.68</u> 人
			技師 D	—	<u>0.09</u>	—	<u>0.09</u> 人

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 建物調査等の歩掛(表17-1-2)を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

注2 駐車場(月ぎめ駐車場等)や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率を適用するものとする。

表17-1-9

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 <u>300㎡未満</u>	<u>300㎡以上</u> <u>630㎡未満</u>	<u>630㎡以上</u> <u>1,300㎡未満</u>	<u>1,300㎡以上</u> <u>2,000㎡未満</u>
補 正 率	0.80	<u>1.00</u>	<u>1.80</u>	<u>2.90</u>	<u>4.10</u>

表17-1-8

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 <u>500㎡未満</u>	<u>500㎡以上</u> <u>1,000㎡未満</u>	<u>1,000㎡以上</u> <u>2,000㎡未満</u>	<u>2,000㎡以上</u> <u>3,000㎡未満</u>
補 正 率	0.80	<u>1.00</u>	<u>1.80</u>	<u>2.90</u>	<u>4.10</u>

<u>2,000㎡以上</u> <u>3,300㎡未満</u>	<u>3,300㎡以上</u> <u>5,000㎡未満</u>
<u>5.70</u>	<u>7.70</u>

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表17-1-10

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.71</u>	<u>0.26</u>	-	<u>0.97</u> 人		
			技師 B	<u>0.71</u>	<u>0.74</u>	-	<u>1.45</u> 人		
			技師 C	<u>0.71</u>	<u>0.45</u>	-	<u>1.16</u> 人		
			技師 D	-	<u>0.65</u>	-	<u>0.65</u> 人		
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.84</u>	<u>0.37</u>	-	<u>1.21</u> 人		
			技師 B	<u>0.84</u>	<u>0.66</u>	-	<u>1.50</u> 人		
			技師 C	<u>0.84</u>	<u>0.61</u>	-	<u>1.45</u> 人		
			技師 D	-	<u>0.50</u>	-	<u>0.50</u> 人		
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.46</u>	<u>0.23</u>	-	<u>0.69</u> 人		
			技師 B	<u>0.46</u>	<u>0.74</u>	-	<u>1.20</u> 人		
			技師 C	<u>0.46</u>	<u>0.32</u>	-	<u>0.78</u> 人		
			技師 D	-	<u>0.55</u>	-	<u>0.55</u> 人		

<u>3,000㎡以上</u> <u>5,000㎡未満</u>
<u>5.70</u>

5 事後調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-9により行うものとする。

表17-1-9

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.53</u>	<u>0.23</u>	-	<u>0.76</u> 人		
			技師 B	<u>0.53</u>	<u>0.23</u>	-	<u>0.76</u> 人		
			技師 C	<u>0.53</u>	<u>0.43</u>	-	<u>0.96</u> 人		
			技師 D	-	<u>0.24</u>	-	<u>0.24</u> 人		
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.64</u>	<u>0.23</u>	-	<u>0.87</u> 人		
			技師 B	<u>0.64</u>	<u>0.23</u>	-	<u>0.87</u> 人		
			技師 C	<u>0.64</u>	<u>0.54</u>	-	<u>1.18</u> 人		
			技師 D	-	<u>0.24</u>	-	<u>0.24</u> 人		
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.25</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.50</u> 人		
			技師 B	<u>0.25</u>	<u>0.26</u>	-	<u>0.51</u> 人		
			技師 C	<u>0.25</u>	<u>0.14</u>	-	<u>0.39</u> 人		
			技師 D	-	<u>0.27</u>	-	<u>0.27</u> 人		

木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	<u>0.57</u>	<u>0.28</u>	—	<u>0.85</u> 人	
			技師 B	<u>0.57</u>	<u>0.65</u>	—	<u>1.22</u> 人	
			技師 C	<u>0.57</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.80</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.51</u>	—	<u>0.51</u> 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	<u>1.17</u>	<u>0.36</u>	—	<u>1.53</u> 人	
			技師 B	<u>1.17</u>	<u>0.65</u>	—	<u>1.82</u> 人	
			技師 C	<u>1.17</u>	<u>0.33</u>	—	<u>1.50</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.60</u>	—	<u>0.60</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	<u>1.00</u>	<u>0.38</u>	—	<u>1.38</u> 人	
			技師 B	<u>1.00</u>	<u>0.73</u>	—	<u>1.73</u> 人	
			技師 C	<u>1.00</u>	0.54	—	<u>1.54</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.74</u>	—	<u>0.74</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	<u>0.66</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.89</u> 人	
			技師 B	<u>0.66</u>	<u>0.68</u>	—	<u>1.34</u> 人	
			技師 C	<u>0.66</u>	<u>0.38</u>	—	<u>1.04</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.63</u>	—	<u>0.63</u> 人	

注1 略

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅になっているときには、本表によらず表17-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

表17-1-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
<u>区分所有建物等</u>	戸	<u>35㎡以上 65㎡未満</u>	技師 A	<u>0.20</u>	<u>0.11</u>	—	0.31人	
			技師 B	<u>0.20</u>	<u>0.13</u>	—	0.33人	
			技師 C	<u>0.20</u>	<u>0.07</u>	—	<u>0.27</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.09</u>	—	<u>0.09</u> 人	

木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	<u>0.27</u>	<u>0.27</u>	—	<u>0.54</u> 人	
			技師 B	<u>0.27</u>	<u>0.28</u>	—	<u>0.55</u> 人	
			技師 C	<u>0.27</u>	<u>0.16</u>	—	<u>0.43</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.28</u>	—	<u>0.28</u> 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	<u>0.85</u>	<u>0.21</u>	—	<u>1.06</u> 人	
			技師 B	<u>0.85</u>	<u>0.36</u>	—	<u>1.21</u> 人	
			技師 C	<u>0.85</u>	<u>0.62</u>	—	<u>1.47</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.37</u>	—	<u>0.37</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	<u>0.80</u>	<u>0.27</u>	—	<u>1.07</u> 人	
			技師 B	<u>0.80</u>	<u>0.34</u>	—	<u>1.14</u> 人	
			技師 C	<u>0.80</u>	0.54	—	<u>1.34</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.51</u>	—	<u>0.51</u> 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	<u>0.47</u>	<u>0.20</u>	—	<u>0.67</u> 人	
			技師 B	<u>0.47</u>	<u>0.26</u>	—	<u>0.73</u> 人	
			技師 C	<u>0.47</u>	<u>0.27</u>	—	<u>0.74</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.39</u>	—	<u>0.39</u> 人	

注1 略

注2 建物1棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときには、本表によらず表17-1-10により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表17-1-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
<u>区分所有建物</u>	戸	<u>130㎡程度まで</u>	技師 A	<u>0.25</u>	<u>0.06</u>	—	0.31人	
			技師 B	<u>0.25</u>	<u>0.08</u>	—	0.33人	
			技師 C	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>	—	<u>0.37</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.08</u>	—	<u>0.08</u> 人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表17-1-12

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	-	0.62人		
			技師 B	0.41	0.38	-	0.79人		
			技師 C	0.41	0.28	-	0.69人		
			技師 D	-	0.34	-	0.34人		

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率を適用するものとする。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-1-13により行うものとする。

※追加

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-11により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-8の補正率表を適用するものとする。

表17-1-11

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.12	-	0.33人		
			技師 B	0.21	-	-	0.21人		
			技師 C	0.21	0.24	-	0.45人		
			技師 D	-	0.13	-	0.13人		

注 建物調査等の歩掛（表17-1-9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-1-12により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表17-1-13

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33人	
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96人	
			技師 D	—	—	0.14	0.14人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64人	
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17人	
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30人	
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 略

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-3、表17-1-5、表17-1-7及び表17-1-9の補正率表を適用するものとする。

[二] から5まで 略

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表17-1-12

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.23	0.15	0.38人	
			技師 C	—	0.58	0.13	0.71人	
			技師 D	—	—	0.11	0.11人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.39	0.26	0.65人	
			技師 C	—	1.00	0.32	1.32人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	—	0.04	0.06	0.10人	
			技師 C	—	0.31	0.12	0.43人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	—	0.19	0.13	0.32人	
			技師 C	—	0.39	0.08	0.47人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 略

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-3、表17-1-4及び表17-1-5及び表17-1-8の補正率表を適用するものとする

[二] から5まで 略

(別表)

設計数量表示単位一覧表

※表中の区分 共通から権利調査 略

建物の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
独立工作物		箇所	1		

※表中の種別 立竹木から明渡裁決申立図書等の作成まで 略

事前調査事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	算定	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
		工作物	箇所	1	

※表中の区分 費用負担の説明 略

(別表)

設計数量表示単位一覧表

※表中の区分 共通から権利調査 略

建物の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	

※表中の種別 立竹木から明渡裁決申立図書等の作成まで 略

事前調査事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	算定	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	

※表中の区分 費用負担の説明 略

※削除

管 理 担 当 課 へ の 引 継 図 書 の 作 成	作業計画		業務	1		
	現地踏査		業務	1		
	打合せ協議	当初		回	1	
		中間		回	1	
	公図等の転写		m ²	100	<u>(注1)</u>	
	公図等転写連続図作		m ²	100		
	土地の登記記録調査		m ²	100		
	実測平面図等の整理		m ²	100		
	土地買取調書の作成		筆	1		